

2024.12.1 改訂

セーフティネット保証1号の認定を受けられる方 (連鎖倒産防止)

【セーフティネット保証1号】

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者(以下「当該事業者」という)に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれかに該当する方。

(1) 申請の時点において、当該事業者に対して、50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権または前渡金返還請求権を有していること。

(2) 申請の時点において、当該事業者に対して50万円未満の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権または前渡金請求権しか有していないが、申請者の全取引(※)規模のうち、当該事業者との取引規模が20%以上であること。

(※)取引期間は民事再生手続開始申立等を行った日から遡って6か月または12か月をいう。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(区 HP からダウンロード、または経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式
- ④ 債権額を証明するもの(売掛金台帳または債権届出書)
- ⑤ 【債権額が50万円未満の場合】
 - (ア) 取引額全体が確認できるもの(決算書・確定申告書・試算表・売上台帳等)
 - (イ) 当該事業者との取引額が確認できるもの(取引先別売上台帳・請求書等)
- ⑥ 【郵送で申請する場合】郵送用チェックシートと返信用レターパック

【申請方法】

認定を受けるには、**郵送**または**直接持参(要予約)**により受付けます。

＜郵送＞ 郵送により申請した場合の認定書返送先は、認定事業所あてです。

・送付先 〒1250062 葛飾区青戸2-1 テクノプラザかつしか内
葛飾区 産業観光部 産業振興課 経営支援係

＜直接持参＞ **事前に必ず予約**の上、お越しください。 中小企業診断士が面談し要件を確認します。

予約電話:03-3838-5556 午前8時30分から午後5時まで

・面談場所 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザ1階 産業経済課経営相談室
・面談(開始)時間 午前10時から午後4時まで

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申 請 者)

住 所

名 称

代表者氏名

(再生手続開始申立等事業者名)

私は、 が、令和 年 月 日 (注1)の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

(再生手続開始申立等事業者名)

1. に対する売掛金 円
うち回収困難な額 円

(再生手続開始申立等事業者名)

2. に対する取引依存度 $\% (A / B \times 100)$

(再生手続開始申立等事業者名)

A 令和 年 月 日 から令和 年 月 日までの に対する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青 木 克 徳

(注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1)「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2 いずれかを記載のこと。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。